

令和 6 年第 4 回定例会議事日程（第 3 号）

令和 6 年 12 月 10 日（火）

午前 10 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

新 保 祐 介 議 員

丸 谷 宏 一 議 員

太 田 文 則 議 員

岸 本 加代子 議 員

矢 岡 匡 議 員

令和6年第4回吉富町議会定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日 令和6年12月10日
招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
開 会 12月10日 10時00分

応 招 議 員 1 番 新保 祐介 6 番 横川 清一
2 番 丸谷 宏一 7 番 是石 利彦
3 番 角畑 正数 8 番 岸本加代子
4 番 向野 倍吉 9 番 矢岡 匡
5 番 太田 文則 10番 山本 定生

不 応 招 議 員 なし
出 席 議 員 応招議員に同じ
欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121	町 長 花畑 明	子育て健康課長 梅林 正典
条の規定により説明	副 町 長 和才 薫	上下水道課長 奥家 照彦
のため会議に出席し	教 育 長 若山誠一郎	地域振興課長 守口 元子
た者の職氏名	未来まちづくり課長 別府 真二	教 務 課 長 石丸 順子
	総務財政課長 奥本 仁志	建 設 課 長 軍神 宏充
	住 民 課 長 南 博己	会 計 管 理 者 奥本 恭子
	税 務 課 長 岩井 保子	検 査 会 計 室 長 高尾 広篤
	福祉保険係長 牛嶋 洋一	吉富保育園長
		吉富幼稚園長

本会議に職務のため 事 務 局 長 中家 立雄
出席した者の職氏名 書 記 小原 弘光

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（山本 定生君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（山本 定生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、新保議員、丸谷議員の2名を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（山本 定生君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、質問を許します。質問は事前通告に沿ってお願いします。また、質問内容には責任が伴うことを十分留意するように重ねてお願い申し上げます。

質問者の質問時間は、答弁を含み50分以内ですので、時間内に終わるよう要点を簡潔明瞭に行い、また、答弁者につきましても効率的な議事運営への御協力をお願いいたします。時間の経過は議場内に表示されますので、消費時間を確認し厳守してください。

新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 議席番号1番、新保です。通告に従って質問いたします。

1番、認可保育園の安全対策についてです。

先月、認可保育園で子供の未来が失われる事故が起きております。今年の11月15日、札幌市の認可保育園で、1歳の男の子が給食を喉に詰まらせて死亡した事故。死因は離乳食として提供した肉を詰まらせたことでの窒息死。2023年には、鹿児島県で6か月の女の子がすりおろしリンゴを食べたときに急変し、その後、死亡したというようなことのいたたまれないような事故が起きております。

吉富町では保育園の認可を推薦され、許認可というふうになるわけですが、許認可保育園は問題が起きたときには町が責任を負うことになっております。さらに多額の税金なども支払っておりますが、これについて質問いたします。吉富町全体で認可保育園の安全対策管理はしっかりされておりますでしょうか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） 安全対策の分野は非常時の対応も含め、大事なところになりますので、少し答弁が長くなりますが、御存じのとおり、認可保育所については、毎年、福岡県と町による合同の指導監査を受けております。この指導監査は、通常の標準型監査と安全管理面

を重点的に行う安全重視型監査、そして園に対して抜き打ちで行う安全管理重点確認監査の3種類があり、今年度、私立保育所3園については、安全重視型監査を、公立保育所については抜き打ちで行う安全管理重点確認監査を受けており、適切に運営されているかを監査したところです。

したがって、今年度、本町で実施した指導監査は、標準型監査に比べ、さらに安全管理について細かく監査をしております。具体的に、設備面では外部からの侵入対策や児童の外出対策がなされているか。ほかにも家具などの転倒防止のおそれや整備不良箇所がないかなどを目視や点検記録により確認したところです。また、実際の保育の面でも、特に死亡事故につながりやすい食事や睡眠、プール活動について入念に確認しております。その中でも、食事については、食物アレルギー対策や過去に重大事故が発生した食材などについて、特に厳しく監査しております。

先ほど議員が言われたとおり、先日も北海道札幌市の保育園で、給食中に喉に詰まらせて死亡したという痛ましく悲しい事故が発生しております。そういった事故が二度と発生しないための対策についても、しっかりと監査しております。また、睡眠やプール活動についても同様に、先生の配置状況や緊急時の対応について、保育所として十分な対策が取られているかなどのヒアリングのほか、様々な安全対策に関する監査を行っております。

今回実施しました指導監査での安全対策面で申しますと、特につくしんぼ保育所においては、保育所として一番大事な事故対応や衛生管理のマニュアルのほか、保健計画が未完成であったことなど、指摘事項が多数ありましたが、これらについては、これまで町からの度重なる指導や抜き打ち検査を重ねながら、強く改善を求めてきました。

万一、問題が起きた場合には、当然、指導的立場にある町が責任を問われることは十分認識いたしております。何事も事故が起こってからでは手遅れとなりますし、後悔してもどうにもなりません。そうならないためにも、日頃からしっかりと管理・運営していくことが大切になりますので、何よりも保護者の皆様から大切なお子さんをお預かりしているという認識の下、町としても引き続き指導の手を緩めることなく、より安全で安心な保育の実施に向けて指導してまいります。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 町のしっかりとした対策を進めていらっしゃるということで、少し安心しました。新規で始められた許認可保育園であるつくしんぼ保育所に関しては、まだまだ何かあるのではないかなと、ちょっと心配をしております。今回の夏、県の監査が来られたときや、抜き打ち検査とか等をされたというふうに聞いておりますが、そういったとき、理事長はお顔を出したりはされているのでしょうか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） 今、言われたとおり、例えば、他の保育所に指導監査に行った場合には、理事長さんが同席することが、これは強制ではございませんが、自主的に理事長さんは必ず立ち会っていただいておりますし、こちらからのヒアリングや検査の場において一緒に対応していただいているという実情がございます。当然、理事長さんには保育所の最高責任者として、管理・監督する立場にある方だこちら側は思っておりますので、これまでの検査、監査の場において、今のところ私どもが監査に行った場には一度もいらっしゃることはございません。このことは町としても心配をしておりますし、正直申し上げまして、実態が見えていないというのが率直な思いでございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（１番 新保 祐介君） 理事長という立場は、完全なるオーナーの立場でもあり、最高の責任者だと思うんですけども、僕は、この近隣のほうでも、そういった理事長が立ち会わないというのを聞いたことがないんですが、今後、そういったことも改善して進めていただきたいというところでございます。強くはなかなか言えないとは思いますが、そういったところも、許認可というものを受けている以上は、そこは大きな責任があると思いますので、町執行部の皆さんとしても、担当の職員の方としても言いづらいところではあると思うんですが、そこは出てもらって、いろいろな話をして、やはり改善していくべきなんじゃないかというふうに思います。

それでは２つ目の質問のほうにまいります。新規許認可を受けるために、現職のＢ氏が関係して関わっていた、つくしんぼ保育所ではございますが、県の監査で最多数の記録的な指導、指摘項目を受けましたが、現状、項目に対して改善や対策は全て終えたのか、お答えいただけますでしょうか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） まず、前回９月議会での一般質問において、私の答弁の中で、つくしんぼ保育所の指摘事項は異常に多かったという表現でお答えをいたしました。今、議員言われる御質問にあります、指摘事項の数が県の監査において最多数の記録的なものであったかどうかについては、これは確認できるものではございません。ただ、町内のほかの認可保育所と比べて異常に多くの指摘を受けたということでの答弁でございます。

また、前回の答弁ではさらに、つくしんぼ保育所においては、指摘を受けた項目が３０項目弱もあり、そのうち県の指導項目については１０項目程度が正式な監査結果として通知を受けたともお答えをさせていただきました。この指導項目のうち、町として特に緊急性・重要性の高いと判断した６項目については、早期改善を求め、９月３０日までに改善されたことを確認しており

ます。残りの項目についても、例えば保育計画をより詳細に記載することや、園外保育に行った際の記録表の記載の仕方、ノロウイルス検査の実施、ハラスメントに関する方針など、各種規則等の作成や改定、その他にも経理規定に関して保育所側の認識が甘かったことも含め、内容が不十分だったということから、随意契約での1社単独見積りによる工事等の契約や物品購入が多数行われていたという実態があり、不適切な会計事務があったことなども見受けられました。ほかにも多くの指導事項が残っていましたが、この指摘を受けた全ての項目について、町から度重なる指導や抜き打ち検査を重ねたことで、おおむね改善したと申しますか、再発を絶対にしないということで確認いたしております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 何か聞き捨てならないワードが出ておったんですけれども、随意契約での1社の見積りというのは行われていたんですか、行われていなかったんですか。本当ですか。まずその2つ。イエスかノーでお答えいただければ。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） イエスかノーかということでの御質問ですが、まず、経理規定に関しては福岡県の監査項目になりますので、指導監査の時点で私どもが具体的な内容を検査したものではありません。ただ、本来なら複数社から見積りを徴するところが1社のみだったということで私どもは認識いたしております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） このつくしんぼ保育所、イコール、これを運営管理しているところは、わつなぎ会になるんですけれども、現職議員が事務をやられている団体でございまして、しっかりとそういったところをやられているんじゃないかなというのは、よく議会で議員が、この議会に対して、単独契約、そういった随意契約みたいなことをよく反対をされておって、そういったところがそういうふうに行われているのは、何でしょう、管理しているところを含めて、つくしんぼ保育所というのは、やりたい放題の治外法権なんじゃないかというのを皆さんから言われかねないんじゃないかというふうに思うんですけれども、どう改善していくのでしょうか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） まず、今、議員から御質問いただいた内容からしまして、一個人の方に対する保育所への運営や関わり方などに踏み込んだ内容も含まれておりますので、町としてどこまで答弁してよいのか難しいところではございますが、まず、それぞれの保育所の運

営については、それぞれの園で考えるべきことだろうと思っております。町としては、どの保育所においても、大切なお子さんをお預かりしているということの認識の下、より安全で、安心な保育の実施に努めていただきたい。そこができないのであれば、しっかりと指導していきますし、改善するよう促していくことが町に課せられた責務であると思っております。

御質問いただいた内容の答弁になっていないかもしれませんが、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 結論から申しますと、例えば、現職のB氏に、がっつりと事務のサポートをしてもらうようなことを頼んだらどうかという気もするんですが……。というのは、そもそも元理事長に同行して、許認可申請と一緒にされているわけです。補助金申請まで一緒に手伝っております。当然、責任感の強い議員B氏でありますから、そのまま放置ということはないでしょうから、土地代まで保育所からいただいているような、一族がもらっていたりするというような関係になっておりますので、そういったところで、しっかりとそういうところも、ちょっとサポートに入ってもらえるようなお願いをするようなことというのはどうなんでしょうか。

○議長（山本 定生君） 2番で行くなら、もう3問終わっていますけれども。

○議員（1番 新保 祐介君） 分かりました。

○議長（山本 定生君） そのまま3番に続けてください。

○議員（1番 新保 祐介君） 分かりました。ではこれはあくまでも意見ということにします。そういったことをやってもらったらありがたいなと思っております。

では3番目の質問にまいります。つくしんぼ保育所の改善対策を行っているとするば、職員・スタッフに対して、現場での実践や実行はされているのか。先ほど計画書等々が上がっているようなことがあったんですけれども、実行することが大事だと思っておるんですが、担当の職員の方は実際に確認はされているのでしょうか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） 保育所職員やスタッフに対しての安全管理や非常時を想定した実践的な訓練について、町内の保育所では、つくしんぼ保育所に限らず、全て毎月1回の安全対策の訓練を独自に実施しており、その月ごとに、例えば火災避難訓練のほか、地震や風水害、不審者対応、救急救命など、様々な災害や事故を想定した訓練を行っております。

つくしんぼ保育所におきましては、こういった訓練等の実施は、他の園と同様に実施していたものの、指導監査の時点で、例えば、防災避難計画などの各種マニュアルが未策定であった件など、職員間での共有や迅速な対応を図る意味でも、今回、策定を求め、改善に至ったといった経

緯でございます。

また、食事やお昼寝、プール遊び、園外保育においても、他の園と同様に実施はしていたものの、これに関する記録表の内容や規定が非常に曖昧だったことから指摘を受けたというもので、こういった内容についても改善を確認したところでございます。したがいまして、今回、改善が図られた内容の多くは、これからの保育現場において実践・実行に移していくことになろうかと思っております。

また、担当職員が実際に確認しているのかという御質問ですが、今回の指導監査で指摘を受けた項目の多くは、計画書やマニュアルの策定に関する内容になります。訓練の詳細な内容等は、それぞれの園で計画するものであり、どの保育所においても担当者が現場に立ち会うことまでは行っておらず、園の自主性を尊重しております。したがいまして、そういった実践的な内容も含め、毎年行う指導監査において確認いたしております。

しかし、御質問のとおり、指導事項がおおむね改善されたとはいえ、それを日々の保育現場において実践・実行し続けることが重要になります。指摘事項を改善することが目的ではございません。このことは全ての保育所に言えることではありますが、特に認可保育所としての経験が浅い、つくしんぼ保育所においては、指摘事項の改善や対策を行ったということで満足するのではなく、これまで以上に、日々の安全な保育の実施に努めていただきたいと考えておりますが、残念ながら、幾度の監査・検査の場においても、責任者である理事長さんには一度もお会いしたことも、立会いをしていただいたこともございません。理事長さんの実態が見えないこの状況は、町として大変心配しているところであり、危機管理面において非常に危惧いたしております。

町としましては、今後も子供たちが安全に保育所に通えるよう、そして、保護者の皆様が安心して保育所に預けられるようにすることを第一に考え、そのためには、懸案事項があれば速やかに解消するよう、引き続き指導していきますし、よりよい子育て環境を築いていくためにも、町と保育所がお互いに手を取り合って、思いある取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） お伺いしますけれども、今のいろいろなことが、改善がようやくされてきたりとか、まだされていない部分とかもいろいろあるんですけれども、つくしんぼ保育所は、ほかの許認可保育園としてはそういうような位置づけになっているんじゃないかなと思うんです。というのは、例えば、同じようなお金をもらって運営をされているわけですが、税金ですよ。ほかの許認可保育所が、ほぼほぼ100%成り立っていますよというところが、例えば、つくしんぼ保育所でいうと、ちょっとレベルが落ちて60とかになっていた場合、そういった税金が一律同じで払われているのはちょっとおかしいんじゃないかなと思っはいるんで

す。例えばそういったところでちょっと低くするようなことができたりとか、そういったことはないんでしょうか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） 御存じのとおり、認可保育所の運営に当たっては、利用者からの保育料のほか、国や県、町からの委託料で運営されております。今回の指導監査の結果をもって、直ちに委託料の減額、返還、そういったことが行われるということではなく、あくまでも改善を求めるといった指導監査が趣旨となります。

町としましては、今回の結果について、指摘事項の数からいっても見過ごすわけにはいかない事態であり、緊急性、重要性を考えて、結果が分かった以上、度重なる抜き打ち検査により改善を求めてきたところでございます。したがって、今、議員が言われたように、例えばレベルが高い、低い、そういったことは関係なく、今回の一件に限っては、保育所側に支払われている運営費などの委託料が、減額、減免、先ほど言われた割引、そういった額が見直しをされるようなものではございません。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 町側にも、もしかすると、あそこの保育所は税金泥棒ですかみたいなことを言われかねませんよね。だから、早く、このつくしんぼ保育所に、ほかの許認可保育園と同じレベルに追いついてほしいんですけれども、難しいと思うんですけれども、早期解決、改善をいつまでにとかというのはありますか。やはりそこはちょっと気になるなと思っているんですけれども、お答えいただけるのであればお願いします。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） 今、議員が言われた税金泥棒という表現はいかかなものかと思いますが、先ほどの答弁でもお答えをいたしました、指摘を受けた項目、30項目弱ございましたが、この全ての項目について、町から具体的には7月の指導監査以降、計5回にわたって所管しています子育て健康課において抜き打ち検査を行って、全ての項目を確認いたしました。最終的には、先日11月26日の検査において、おおむね改善に至ったことを確認しております。

また、先ほど他の認可保育所と同じレベルに追いつくというようなことを言われましたが、このことはそれぞれの園で保育方針や運営方法が異なりますので、町として、どの時点で追いついたのかとか、その辺は何ともお答えしようがございませんが、改善後のこれからが本番と申しますか、重要になってくるものと思っております。特に今後は、改善した内容を実際の保育現場で実践、実行に移していくこととなりますので、つくしんぼ保育所には子供たちが安全に保育所に通えるよう、これまで以上に日々の安全な保育の実施に努めていただき、このことは町としても

引き続きしっかりと指導、監督してまいります。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員、まとめてください。

○議員（1番 新保 祐介君） まとめます。新しい許認可保育所だからといって、徐々に改善していけばいいやということではなくて、本当は許認可保育というものを受けた以上、そこからスタートで、どんと始まる。同じレベルじゃないでしょうけどとおっしゃいましたが、でも安全管理をしっかりと、そういったことを含めて、できているのが当たり前のことだと思っておったんですけれども、実情を調べてみたら全然違ったということが分かりました。やはりそこは早急に進めていただいて、直していただかないと、せっかく造った保育所でございます。吉富町にはこんなにいい保育所があるんだということを、誰に聞かれても、ここはいいよというふうに言えるような保育所を目指してもらいたいなと思っております。職員の皆さん、今後、大変だと思えますけれども、しっかりと目を光らせて対応していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 丸谷議員。

○議員（2番 丸谷 宏一君） 議席番号2番、丸谷でございます。

それでは、通告文に従って質問させていただきます。

1つ目です。地球温暖化による猛暑対策についてでございます。来年も予想をされる夏の猛暑に対し、地域や学校などで活動する子供たちへの町の対策はということですが、12月に入って一気に寒くなってきました。ただ、つい先月まで残暑のような暑さがあったということは記憶に新しいと思います。年々上昇する夏の猛暑、これは酷暑と言うべきでしょうか。特に今年の夏は全国平均が平年に比べ1.76度も高く、昨年に続き、統計が始まって以来、過去最高となったという発表がありました。特に学校で学ぶ子供たちにとっても、当然、熱中症のおそれが大いにあると考えます。

そんな中、吉富町では、小中学校にミストシャワーをつけるなど、暑さ対策が実施され、このミストシャワーについては、大変好評で、とても喜ばれているというふうに聞いております。

また、小学校のスポーツ集会では、危険な気温に達する前に競技が終わるよう、日程や時間などを調整し、水分補給を行うクールダウンの時間を設けるなど、我々の子供の頃にはない様々な工夫をしていることも確認しました。

昨今の状況から、恐らく来年の夏も猛暑になることが予想されるので、当初予算を検討するこの時期に、町としてはどのような対策を考えているのでしょうか。また、現状の対策以外にも何かお考えがあれば教えてください。

○議長（山本 定生君） 教務課長。

○教務課長（石丸 順子君） お答えします。

今年の夏は世界各地で記録的な高温と大規模な山火事や熱波、洪水、干ばつなど、極端な気象現象が相次ぎました。また、日本各地において記録的な高温が続き、7月の月平均気温は統計が始まった1898年以降で最も高く、7月から10月にかけて厳しい暑さが続きました。このような中、子供たちの安全確保と健康維持のための猛暑対策は喫緊の課題であり、町として積極的に支援してまいりたいと考えております。

屋内の熱中症対策としましては、2年前になりますが、まずは吉富中学校の多目的ルームに空調を整備しまして、夏場の生徒や保護者会などの集会場として、また卓球部の練習場でもありますことから、快適な運動の場所として、この夏も大いに活用されました。吉富小学校では、体育館の使用の際には、業務用扇風機で風を動かし、スポットクーラーで冷風を送って、暑さを和らげる対策なども取ってまいりました。

さらに屋外の子供たちの熱中症リスクの高まりにも、もっともっと積極的な対策を行いたいという町の思いから、厳しい残暑が見込まれた夏休み明けに合わせて、小学校、中学校とこどもの森にミストシャワーを設置しました。小学校では、その頃がちょうどスポーツ集会に向けたグラウンドでの練習の時期でしたので、先ほど議員からも大変好評とおっしゃっていただきましたが、広報よしとみでもお知らせしましたように、スポーツ集会の練習後にミストシャワーを浴びて、笑顔で大はしゃぎをして喜ぶ児童の姿がたくさん見られました。

御質問の来年度に向けた猛暑対策としましては、現在のところ検討段階ではございますが、屋外に休憩のための日陰をつくるテントの設置や、グラウンドや体育館の気温を下げるための屋内・屋外で使用が可能な移動式のミスト噴霧器の設置、小学校においては、水分補給の徹底のために子供たちが自由に水分を取れる環境づくりとしてウォータークーラーの整備の充実などなど、何分、費用のこともございますので、その有効性について十分に前向きに検討しているところでございます。

暑さ対策につきましては、以前も申しましたが、子供たちには四季のあるこの日本の暑さ寒さに対する工夫といえますか、知恵や体力もしっかりと身につけてほしいと思っております。こどもまんなか宣言をしている町として、安全で快適な教育環境の整備にこれからも努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 丸谷議員。

○議員（2番 丸谷 宏一君） 分かりました。今、おっしゃっていただいたように、今のうちから、より効果的な猛暑対策は何かということを検討をしっかりといただいて、ぜひ予算に組み

込むことをお願いいたします。

次の質問をさせていただきます。次は、町の発展につながる企業誘致についてということでございます。

○議長（山本 定生君） 丸谷議員、マイクを少し曲げてください。

○議員（2番 丸谷 宏一君） 聞こえますか。いいですか。

近隣の市町では、積極的に企業誘致を行っているように見受けられます。企業誘致を行うことで、雇用の創出や消費者の利便性向上など、企業誘致には町の活性化が大きく期待されることから、次の質問をいたします。

1つ目です。町に企業誘致をするに当たり、課題となっていることはあるかについてです。もちろん吉富町でも企業誘致を行おうと考えていると思いますが、今、企業誘致を推進するに当たり、問題や進めるための障害など、何かございましたらお教えてください。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（守口 元子君） 企業誘致を行うことができれば、税収の増加はもちろんのこと、町民の新たな雇用機会の発生など、町の活性化に期待がされるところです。町としましては、この企業誘致に関しましては、以前より検討を進めてまいりましたが、県の規約等もあり、なかなか前に進まない状態であります。

改めて誘致する場所を考えますと、広い面積の土地が必要となります。面積の広い自治体であれば、山や谷があり、候補地がございますが、吉富町は近隣の市町とは比較にならないくらい小さな町ですので、場所の候補としましては農地となってしまいます。吉富町内は都市計画区域であり、農地は農振農用地区域内の農地となっております。併せて、圃場整備を行っている農地もございますので、企業誘致を行うには、まず農地の農振区域からの除外、さらには福岡県の農地転用許可が必要となります。町としましては、町内何か所かの場所で検討を行いましたが、なかなか許可を得られない結果でありました。他の自治体におきましても、農振除外がクリアできない自治体が多数あるようです。吉富町では、福岡県庁担当課に、この高いハードルをクリアするために、町長を交えて緩和策や陳情などの交渉を重ねているところでございます。

今後は、低利用地や未利用地なども視野に入れ、町に合った土地利用を検討し、町のさらなる活性化につながるよう、積極的に企業誘致の実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 丸谷議員。

○議員（2番 丸谷 宏一君） 分かりました。今、おっしゃいました、その問題や障害を取り除いて進めていただきたいのですが、先ほど課長にもお答えいただいた場所なんですけれども、それが通告文の2つ目の質問に関連しますので、このまま質問を続けます。

2つ目です。企業誘致を行う場合の業種と場所についてです。もし、企業誘致ができる場合、そのような業種の企業、どのようなものをお考えでしょうか。ただ、土地を見せるだけでは、なかなか企業も来てくれないと思います。また、先ほどお答えいただいた様々な法律をクリアするという高いハードルもあると思いますので、面積の狭い吉富町では、工場だけではなく、一定の広さを確保できれば出店できる。例えば、大規模店舗などが来ていただければ、先ほどもありました地域の活性化、雇用の促進など、多くのメリットがあると私も考えます。また、企業誘致も町の中心地に集中するのではなく、町全体を広く網羅するよう複数店舗を誘致できれば、消費者の利便性もさらに上がるというふうに考えます。それらを踏まえ、今後の町の考えを教えてください。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（守口 元子君） 業種につきましては、近年、隣の豊前市にはドラッグストアモリ、上毛町にはトライアルが現在建設中であり、近隣市町において大規模小売店舗が誘致されております。吉富町におきましても、福岡県大規模小売店舗立地法届出一覧表にありますコスモスをはじめ、ドラッグストアモリ、トライアル、ダイレックス、ナフコなども機会があれば、ぜひ誘致したいと考えております。これも企業と同じで、税収の増加、雇用機会の発生、また利便性も期待されます。

場所につきましては、農地以外の最適な場所があれば好都合ではありますが、農地の場合、さきの御質問でお答えしましたように、農振区域からの除外、農地転用許可が必要となります。

1店舗の広さであれば、以前、吉富町においても許可され、店舗が開店された事例もございますので、今後の店舗の誘致も十分に可能だと考えます。

また、吉富町では、現在、吉富町企業立地促進条例を制定しており、町内で事業所を新設された場合に、奨励措置として企業立地奨励金の交付を行っています。しかし、現在の吉富町企業立地促進条例には、対象となる事業所の定義に大規模小売店舗が定められておりません。近隣自治体の条例を参考にしますと、奨励金はもちろんのこと、奨励金以外の奨励措置も定められ、大規模小売店舗の誘致を積極的に実施しております。

今後は、吉富町におきましても、誘致企業の幅を広げるため、まずは条件整備をまとめて、条例改正を行い、受入れ体制の拡充を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 丸谷議員。

○議員（2番 丸谷 宏一君） 分かりました。町の発展のため、他の市町に先行するような事前準備とか、条例改正を行っていただいて、活力あるまちづくりのために強力な推進をお願いしたいというふうに考えております。

ちなみになんですけれども、この誘致の計画といいますか、ビジョンといいますか、例えば、これが何年計画と、そういったものは町としてお考えでしょうか。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（守口 元子君） 年数につきましては、はっきりとお答えはできませんが、まずは迎え入れる体制づくりとして、新年度からの条例改正を行い、議会にて御承認いただければ、広く伝えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 丸谷議員。

○議員（2番 丸谷 宏一君） 分かりました。ありがとうございます。私の質問は以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 議員席5番、太田でございます。通告文に沿って質問を行います。

①町有地の有効活用について。利用が難しい町有地についての草刈りなどのコストが発生していることから、なるべく早めに貸付や売却を行う必要があると考え、次の質問を行います。3つほど出しておりますので、一つ一つ確認していきたいと思っております。

まず、①普通財産のうち宅地3,562平米、そのほか453平米の土地について詳しく教えてください。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、まず宅地の3,562平米について御説明いたします。こちらは決算書に記載の財産の面積ということでございますが、まず、箇所数としましては8か所になります。そのうちの3か所は寄附をいただいた土地につきまして、別の目的で活用を開始した後の残地でありまして、面積が僅かであったり、また2メートル幅程度の細長い地形であったりしまして、単独での利用が可能な土地ではございません。

残りの5か所についてですが、1つは、鈴熊山の北側、旧吉富製薬社宅の跡地を御寄附いただいた土地でありまして、こちらが2,200平米弱ということで、約6割を占めております。2つ目は、旧消防第2分団車庫の跡地で80平米ほど。3つ目は、喜連島の公民館横の土地で115平米ほどありますが、こちらにつきましては公民館の用地として喜連島地区に無償で貸与をしております。4つ目は吉富あいあいセンター北側の土地、約330平米ほどで、現在、吉富駐在所の用地として貸与をしております。最後の5つ目は、令和4年度に職員駐車場用地として整備をした土地700平米ほどを計上しております。

続きまして、その他の土地453平米について御説明いたします。こちらは5か所ありまして、そのうちの4か所は50平米にも満たない、他の目的で活用した用地の残地などでありまして、

単独で活用できる土地ではございません。残りの1か所につきましては、和井田地区にある水路沿いの細長い330平米ほどの土地であります、こちらにつきましては、町内の事業者さんに貸付を行っている状況でございます。

以上、鈴熊地区の製薬社宅の跡地を除き、残りの土地は既に貸付を行っているか、または他の目的で活用した土地の残地などでありまして、単独で活用できる土地はないという状況でございます。

なお、普通財産のうち、決算書に掲載しております原野等に属する土地につきましても、下水道工事の受注事業者の資材置場として貸し出すなどして、可能な土地は活用をし、草刈りなどの管理費用をかけずに貸付収入を得ている状況でございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 1点確認したいんですけども、旧自治区で言わせてもらったら、延命社宅跡地という、要は旧吉富製薬の社宅の跡地ですよ。あそこもこれに含まれているんですか。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） そちらの土地につきましては、現在、普通財産ではなく行政財産という取扱いになっておりまして、所管は建設課のほうで所管をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 先ほど担当課長のほうから答弁いただきました。宅地が3,562平米という、大体1,077坪。私、農家の生まれなので、簡単に計算すると3反ちょっと。漠然として分かりにくい方もいらっしゃるかもしれませんが、それが隣接していれば、意外と活用方法があるかもわかりませんが、ぽつんぽつんというふうであれば、1反ではそんなに広くはないので、活用方法は難しいなということだと思えるんですけども。あとは、雑木林も（ ）地区の方からもらったとか、いろいろあると思うんですけども、今後はそういったものも道を整備することによって、それがいずれは宅地化になる、結局は生きてくる土地になると思いますので、そういう点も前提に置きながら検討していただきたいなというふうに思っております。

次に、2番目の質問へと移ります。普通財産を早急に処分するための基本的な方針があれば教えてください。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 普通財産と言いましても、先ほど申し上げましたとおり、土地ごとに異なる様々ないきさつがありまして所有をしているというような状況でございます。そのため、普通財産だからという理由で早急に処分が必要というふうには一概には言えませんし、処分のしようがない土地というものも多数ございますので、全体的な方針というものは特に定めてはおりませんし、また、統一的に定めるということが大変困難であるということは御理解をいただきたいというふうに思っております。

なお、町として将来にわたり利用する見込みがなく、売却等を実施することで活用が見込まれる遊休町有地につきましては、町の行政改革実施計画において、それぞれの活用方針を定め、必要に応じて売却を検討するという旨を定めておりますので、当該計画に基づいて住宅用地としての売却の方針を決めた直江の県営住宅の跡地、それから玄光院グラウンドの跡地を、昨年度公募により既に売却を行ったところでございます。

今後も町として将来にわたって公共用地としての活用が見込めない、または民間に売却をしたほうが、より有効に活用できるという土地につきましては、主に住宅用地としての売却を積極的に検討をしていければというふうに考えておりまして、町内に点在する遊休町有地をそれぞれの地域で新たな住宅地として開発をし、生まれ変わらせるということを検討しております。

なお、現在、第1期工事が続いております県界道路につきましても、第2期工事として中津側に抜けていく部分のルート最終選定に向けて県が急ピッチで動いております。その動向によって、遊休町有地の取扱いにつきましても方向性が随分と変わってくるものと思いますので、その辺りも見据えたところで検討を進めてまいりたいと考えております。

一方で、統一的に方針を定めるということにつきましては、取得に至った経緯や保有を続けている理由など、所有する土地ごとに様々な事情があるということでございますので、統一的な方針というものは今後も定める予定はないということでございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 先ほど私のほうから話をさせていただきました延命社宅跡地です。どう言ったらいいのか、昨今年の8月に南海トラフの前兆じゃないだろうかという地震が発生しました。日向灘を震源とするマグニチュード7ちょっとぐらいの地震が発生しました。そういつた中で、今、本社機能が東京だとか大阪にある企業は、結局はデータをそういう災害で破壊される、破損というか、なくなってしまうという、そういう危機を感じて、データセンターというものを建設して、そのデータセンターは何をするかという、要は、その企業のデータをコピーする。結局、そういう建物を建てているところに委託というか、データを流して保存してもらうというような感じで、近年、データセンターというのは結構建設がピッチに進んでいるわけです。

それにもいろいろハードルが高くて、例えば、過去に災害がなかったとか、地盤が硬いとか、あとは電力の供給、かなり電力を使いますから、そういった面で電力の供給はできるかとか、そういったいろいろな制約があつてハードルもかなり高くて、これは総務省だとか経済産業省とかが推奨しているわけです。先ほど私が言った延命社宅跡地に、これは小規模だとか、大規模だとか、それはもちろん土地があればあるほど建物が大きくなるから、税金もぱっと入ってくるわけですが、延命社宅の跡地というのは、大体500平米あるか、なしかだと思うんですけども、そういった建物を、まずアクションを起こして、こういう土地があるから来ませんかというのも、一つ活用方法があるし、雇用も生まれると。ましてや税収も入ってくると。そういう面でそういう動きをされたらどうかなと思うんですけども、担当課としてはどのように考えておりますか。

○議長（山本 定生君） 建設課長。

○建設課長（軍神 宏充君） 先ほど議員がおっしゃいました延命社宅は、平成25年度に道路用地と多目的広場として取得してございますので、どうしてもこの用地でしか利用できない、議員がおっしゃったような、この用地でしか利用できないほかの用途がございましたら、行政財産の用途廃止も検討しなければならないと考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） ということは前向きに検討するということによろしいんでしょうか。

○議長（山本 定生君） 副町長。

○副町長（和才 薫君） その土地を、もう少し整理をさせていただくと、当時、製菓が、議員がおっしゃるように延命の社宅ということで、そこを保有しておりました。10年ほど前に、製菓さんのほうが民間に手放したいということで、公有地の拡大に関する法律、公拡法というんですが、それで大規模な土地を売買するときは町のほうに伺いがございます。そのときに、当時の今富町長が、民間に売るのはなくて、ぜひ町のほうにということで、製菓のほうからその土地を譲り受けて町が管理をしているという状況です。

そのときに、公拡法で町が譲り受ける時の条件としましては、おおむね10年ほどは、町が当時、多目的広場という公園用地で取得をするということでしたので、その呪縛といいますか、その枠がやはり10年ぐらい、その規制がかかっておりましたが、ちょうど先ほど軍神課長が言ったように、11年目になりますので、その枠もそろそろ取れる頃でございますので、議員がおっしゃったように、なかなか今、公園として子供たちが遊ぶというような状況ではありませんので、違う用途を検討する時期が来ているのかなとは思っております。

ただ、一つ懸案事項が、佐井川の真横です。そして山国川からも近いということで、国県が示

したハザードマップでは、多分、津波・高潮では4メートルほどが来るという、実は真っ赤に塗られた用地でございますので、かなり造成が何かをしないと、先ほど言ったように大切なデータの管理というようなところであれば、あの高さではちょっと厳しいのかなということがございますけれども、何かいい活用方法を今後検討していければと思っております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） ぜひ雇用促進につながるように、生きた土地の利活用を頑張っていただきたいなというふうに思っております。

次に、3番目の、今後、普通財産の情報を町のホームページで提供してもらいたいと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 先ほど申し上げましたとおり、単独での活用が見込めない土地というものが大変多くありまして、また、既に貸付を行っているという土地もございますので、これらの土地まで含めて全ての情報を提供するということは考えてはおりません。もし、当面、町として活用予定がなく、民間で活用していただけたような土地がありましたら、ホームページ等で情報を提供し、貸出しを受け付けるということは十分に考えられると思いますので、そちらにつきましては今後検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 前向きに検討していただいて、町有地を少しでも減らしていった、雇用につながるように、ぜひ検討していただきたいなというふうに思っております。

以上で一般質問を終わります。

○議長（山本 定生君） 暫時休憩いたします。再開は11時5分とします。

午前10時56分休憩

午前11時05分再開

○議長（山本 定生君） 休憩前に引き続き再開いたします。

岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 8番、岸本です。

今回は大きく2点の問題について質問いたします。

まず1点目、ごみ対策についてです。

御承知のように、ごみ処理施設の老朽化に伴い豊前市外二町清掃施設組合を中心に今後の在り

方について議論がなされております。

本町はSDGs未来都市にも選定され持続可能な社会の在り方を模索する上で、つまり温室効果ガス削減を考えると、廃棄物をどう処理するのかという問題は避けて通れない課題になっていると言えます。

本町においても、焼却ではなく資源化に向けて様々に分別するなど努力がなされています。また、全国を見ますと可燃ごみを焼却しない方法で処理をするなど、研究とともに実践がなされていると認識しております。

ごみ処理に対し、今後の具体的な計画があればお聞かせください。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（南 博己君） 現在、本町は豊前市、上毛町、吉富町で構成する豊前市外二町清掃施設組合に加入し、それぞれの市町から排出された可燃ごみを豊前市にある清掃センターに持ち込み、焼却処理をしています。

その焼却処理施設も昭和58年から稼働していて、既に40年以上が経過し老朽化が進んでいるため、施設を少しでも延命させるためにごみの減量化や再資源化に取り組んでおります。

可燃ごみは、吉富町資源とごみの分別ガイドブックにありますとおり、生ごみ、紙おむつ、革やゴム製品、布団、マットレスや毛布、剪定した枝や草などとしております。

一方で、「紙」マークの付いた紙製容器包装、プラスチック製容器包装、プラスチック製品などのリサイクルが可能な資源も可燃ごみに混じってごみステーションに出されております。それが十分に資源として活用されていない状況にあります。

可燃ごみのおよそ6割がハガキや便箋、封筒、白紙などのリサイクル可能な紙類に当たり、その主な要因としまして、分別ルールでは紙類はひもでしっかりと縛る必要があるため面倒だという意見や大きな力が必要なため女性や御高齢の方などは縛ること自体が難しいという背景もありますので、この課題に対して清掃施設組合の中で協議を重ね、新たに紙製容器包装の分類に「その他の紙類」という項目を追加する取組を検討しております。

この新しい枠組みでは、白紙やはがき、便箋、封筒などのリサイクル可能な紙類を透明な袋に入れるだけで分別が可能となり、これまで以上に簡単に紙類をリサイクルすることができるようになります。

このことにより町民の皆様の負担を軽減するとともに、リサイクル意識の向上を促し、紙類の回収率向上と焼却処理量の削減を目指します。

また、紙類の再資源化を進めることで環境負荷の軽減や持続可能な循環型社会の実現にも貢献でき、この地域では唯一SDGs未来都市に選定されている本町が率先して、さらなるSDGsの達成に向けて取り組むことが必要だと考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、課長がこれからの取組として言われたことは、分別収集、資源化を促進するものとしてとても歓迎できるものだと思います。

そのことに関して1点、それは、今、検討中ということなんですけど、いつ頃から実施されるのかということをお願いしたいと思います。

それから、この1点目のところでは、具体的に通告していなかったのが答えられたら答えていただきたいんですけど、先ほど焼却するごみを減らすことがとても大事というふうに言われたんですけども、それにも連なるんですけどプラスチックに関しての問題です。

御承知のように、日本でも世界でも地球規模で深刻さを増すプラスチック汚染はもう避けて通れない問題です。2021年6月にはプラスチック資源循環促進法が制定され、プラスチックの製造段階から使用、廃棄に至るまで規制が強化されております。

この法律の中で、市町村の果たす役割が大きくなったと聞いております。これは私の実感なんですけど、私の家の前にごみステーションがあるんですけど、いわゆる月曜と木曜の可燃の日はもう満杯になるんですね。でも2週間に一遍の包装プラの日は本当にかすかすというか、少ないんですね。

それで、プラスチック、いわゆるプラの回収というか収集がどうなっているのかなと思うんですね。プラはものすごく量として多いと思うんですけども、そこに出されるのが少ないというふうに実感しているんですけど、今までの経過の中でだんだんそれがいい方向に回収ができていくのかどうか。その辺が分かれば教えてください。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（南 博己君） まず、1つ目の御質問です。

紙製容器包装に「その他の紙類」というのを入れるというのは、令和7年4月からというのを目標に、現在、組合のほうで検討しております。

2つ目の御質問です。

スーパーやコンビニエンスストアなどで購入しているお弁当の空容器やお菓子の袋など、プラマークのあるプラスチック製容器包装はリサイクルが可能な資源ごみとして回収しております。

本町が清掃センターへ持ち込んでいる年度ごとの搬入実績としましては、令和元年度からでよろしいですかね。令和元年度で15.8トン、令和2年度で16.4トン、令和3年度で18.3トン、令和4年度で18.9トン、令和5年度で19.3トンと少しずつではありますが増加傾向にあります。

これもひとえに広報活動を通じて、少しずつではありますが町民の皆様のごみ分別に対する意

識の向上によるものと思っております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） プラの回収が少しずつだけれども増えているという答弁だったかと思います。

これも実感なんですけど、プラは本当に多いんですよ。それで、私は45リットルのビニール袋にプラを入れています。2週間たてばもう満杯になります。1袋では足りないときもあります。その分、可燃ごみは月曜と木曜とあるんですけど1回で大丈夫です。1回もごみ袋がもったいないからどうしようかなというぐらい少ないですね。

私は、生ごみは本当はコンポストか何かですべきなんですけど、まだしていないんですけど、生ごみを入れてもそれぐらいになるんですよ。だから、プラは分別して出していない人たちが多分多いと思うんですね。

これに対して、そこを促進するような方法というか、何か具体的にありましたら教えてください。

○議長（山本 定生君） 町長。

○町長（花畑 明君） 今こういう資源を再利用するということの御意見でしたけど、例えばこのペットボトルを見てもキャップと透明のボトル、そして今こうやってこれを剥がすんですね。これを剥がしてするんですけど、先日来、東京に上京した折に、このフィルムから緑色、そして抹茶色、赤色、こういうインクを取る会社の方と知り合ったわけで、その会社にちょっと訪問をさせていただきまして、昔、僕らが小学校ぐらいだったかな、ベルマークを皆さんで集めたのを思い出していただきたいと思います。そのベルマークに代わるのはこれじゃないかなというふうに今思っているんですね。

これを子供たちとか学校とかでいっぱい集めていただいて、これをその会社に持ち込むことによって今ある資源を使うことなく、また再利用、これからも色ができるということになっています。

そして、併せてペットボトルはユニフォームとかいろんな衣類にもなる。キャップはもう1回再利用ということになるんですね。こういう時代が来て、リサイクル、リユースといいますか、そういう時代になってくるのかなというふうに考えています。

私たちの吉富町もその方向にいち早く舵を切って、循環型の社会に向けて頑張っていければいいなというふうに思っています。

このフィルムの会社は結構大きな会社でありまして、実は企業版ふるさと納税でお願いに行った折にそういうお話を聞いたわけなんですね。これはこれからの時代にマッチするものかなとい

うふうに考えていますので、また時期が来れば皆様に御相談を申し上げて、前向きに進めていけるものであれば考えていきたいと強く思っております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（８番 岸本加代子君） プラスチックごみは、要するにプラスチックは自然界のものではないので自然界に溶け込むということはなく、今とても懸念されていて、最近のニュースで見たんですけど人間の血液の中からも発見されたというニュースがありました。

今、特別にこういう被害があるというのは聞いていないんですけども、研究者の方はそれが蓄積されていったときに大きな被害になるのではないかなということを懸念しているという発言も聞いています。

だから、プラだけではないんですけども、特にプラスチックの問題でいえば、これをどういうふうにしていくかということについては、今、町長が１つの方法をおっしゃいましたが、子供たちも含めてみんなのできる方法を取りながら、考えながらしていったらいいのではないかなと思っております。

では、次の質問に行きます。

２番目は、現在、本町が加入しています豊前市外二町清掃施設組合でごみ処理施設について議論がなされているとの説明を受けております。

その中で、本町は施設の在り方に関して民設民営に言及されています。行政が責任を持つべき公共事業にこうした方法を導入することのメリットとデメリットについての説明をお願いいたします。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（南 博己君） まず、先ほど岸本議員から「言及」という言葉が出ましたが、これは本年１０月３０日と１１月６日の全員協議会で我々執行部側から民設民営の御説明をしたときのことを言われていると思います。

今後のごみ処理施設運営の検討課題について後ほど詳しく御説明いたしますが、民間を活用するということもあるということを御紹介したまでですので、表現的に「言及」と言われるといささか戸惑うこともございます。

また、行政が責任を持つべき公共事業に必ず自治体に関わらなければいけないことだとおっしゃいました。確かにごみ処理はほとんどの自治体に関わっていますが、現在では日本はおろか世界においても、先進地のドイツにおいても民間の優れた技術力を活用することが大方の主流となっております。

こちらの意図した民設民営とは、先日の予算決算委員会でも御説明させていただいております

が、一般的にPFI事業といい、岸本議員も御存知のことと思いますが、公共施設などの建設や維持管理、運営などを民間の資金、経営能力や技術的能力を活用する方法で、これを活用することにより効率的かつ効果的にサービスを提供できるものです。

そのPFI事業の中で自治体に関わらない方式といたしまして、BOO方式、ビルド・オペレートというものがございます。この方式は、民間事業者が施設などを建設、維持管理、運営し、事業の終了時点で解体、撤去するという方式でございます。

メリットといたしましては、民間事業の持つ高度なノウハウや技術力を活用することができ、その結果、効率的かつ高品質な運営が期待できるだけではなく、企業によっては最新技術を導入することでリサイクル率の高い処理方法が採用される可能性もあります。

また、リスク分散の観点からも非常に有効でございます。設計、建設、運営といった各段階におけるリスク、例えばコストの増加や稼働率低下の問題は民間企業が負担することとなり、町としてのリスクを非常に軽減できます。

さらに、民間企業は市場のニーズに応じた柔軟な運営が可能であり、結果的に運営効率も高めることが期待できます。

デメリットとしましては費用面についてです。民間企業は利益を追求するため、町が直接運営する場合と比較して費用が高くなる可能性がございます。そのため、町と民間企業との契約内容の綿密な打合せ、交渉が不可欠です。

また、企業の経営破綻や事業継続の問題が生じた場合、施設運営そのものは深刻な影響を及ぼす可能性がありますので、このメリット、デメリットを踏まえた上で民間事業者を選定するための選定方法や選定条件をしっかりと精査していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8 番 岸本加代子君） 私は自治体が責任を持つべき公共事業というふうに表現していますが、決してそこに民間の力を入れることを否定しているわけでは全くないです。まずそれを言っておきます。

今、課長が言われたようなことを私もメリットとデメリットに関しては考えておりました。だから、これも課長が言われたんですけど、そういった業者の選定においてはやっぱり専門家を評価委員なり選定委員なりに入れて決めるということは、先日の予算決算委員会のときにもそういった議論になったかと思うんですけども、そういったことを考えております。そこは課長と私是一緒の考え方です。

あと、メリットもデメリットも言われたんですけど、例えば民間企業は要するに資本の論理というか、利潤を上げるために仕事をしますよね。これは当たり前なんですけど、これが公共事業

を行うときにどうなるだろうかと思ったんですね。

利益を出すために事業を行う。しかし、もともとは公共事業なので公共事業は利益を求めません。しかし、そしてまた利益が出たときにはそれは住民に還元するというものだとは私は思っているんですね。そののところでどう考えたらいいのかなというのが私の今の1つの問題意識です。

結論から言えば、今の時点ではやっぱり慎重にこの問題は考えていかなければいけないのかなというのを思っているところです。私はそういう考えですけれども、よろしく願いいたしますというところです。

では、2番目の質問に入ります。

2番目の質問は、本町役場の障害者雇用についてお尋ねいたします。

障害のある人も障害のない人と同じように生活、活動できる完全参加と平等の共生社会の実現のため障害者雇用を進めることは重要です。

本町は、障害者活躍推進計画を令和2年に策定しております。期間は令和7年3月31日となっています。今の実態とこれまでの取組についての報告をまずお願いいたします。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 様々な障害者施策を推進する地方自治体の立場としまして、障害者雇用の問題は事業主である私たちの町としても非常に重要な課題であるというような認識は持っております。

障害者の雇用の促進に関する法律の規定に基づきまして、先ほど議員がおっしゃいました障害者活躍推進計画を令和2年12月に策定をいたしました。

この中で、採用に関する目標として、法定雇用障害者数以上を確保すること、定着に関する目標としまして、不本意な離職者を極力生じさせないようにするという2つの目標を定め、そのための取組について定めているところでございます。

障害者雇用の実態としましては、一時的に法定雇用障害者数を下回る時期もありましたが、すぐに新規雇用など必要な対応を実施することで現在は法定雇用障害者数をクリアいたしております。大半の期間はその法定数を確保、維持することができている状況でございます。

取組としましては、障害者の活躍を推進する体制の整備、障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出、障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理の3つを大きな柱として計画に掲げ、計画に基づいて取組を行っております。

まず、1つ目の障害者の活躍を推進する体制の整備としましては、障害者雇用推進者を総務財政課長と定めまして、相談窓口を総務財政課に設置をし、職員からの相談などに対応することといたしております。

2つ目の障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出につきましては、障害を持つ職員へのヒ

アリング等を通じ、必要に応じて既存業務の切り出しや当該職員が活躍可能な職務の選定を必要に応じて実施をしております。

また、人事評価等において所属長が面談を行った内容等を確認させていただき、業務と適切にマッチングができているかどうかという確認も随時行っております。

最後の3つ目の障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理ですが、こちらも新規に障害者を採用した場合の配慮すべき事項の確認や障害のある職員からの要望等を踏まえまして、必要に応じて整備を行うこととしております。

採用に当たって障害の種類を限定しないことなど、募集に当たっての適切な取扱いについても配慮をしているところであります。

特段の配慮は求めない、あるいは自分が障害を持っているということを公にしたくないという職員もおりますので、それぞれの職員の思いに寄り添って必要な対応を行っているという状況であります。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 当事者の職員の方との相談とかいろいろな要望とか何か実例がありましたら、例えばこの活躍計画の中に必要な就労支援に対する機器の購入等というのがあったんですけど、こういうものが欲しいと言われてそれを購入したとか、何か実例がありましたら1個でもお願いします。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 職員に対していろいろな聞き取りを行います。その中で必要な要望等がありましたら、事業所が実施すべき合理的配慮というところでの対応を行うこととされております。

これまでも実際に聞き取りなどを行ってまいりました。ただ、機器の購入等の具体的な要望というのは実際はございませんで、ありますのは、所属する部署であったり請け負う業務の内容といったところについては配慮を求めますというような御要望がありましたので、そういった部分につきましては当該職員を配置する部署であったり、また担っていただく業務の内容であったり、それから業務量であったりというものを配慮しながら調節をしてきたというところでございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） では、2番目の質問に入る前にまとめではないんですけど、こういった共生社会の実現ということについて、就労に関して障害者の人にとって何が必要かといえ、まず門戸が広く開かれていること、それから当事者が意欲を持って働き続けられる環境の整

備と言えると思います。もちろん雇い主だけではなくて、当事者の努力もそれなりに必要だというふうに思っております。その点を押さえた上で次の質問を行います。

近年、発達障害といわれる障害特性を持った人が増えております。診断やカウンセリングを受けるために医療機関を受診した発達障害者の数が示されているんですけども、平成14年度で3万5,000人、平成26年度にはこれが19万5,000人と約6倍弱となっております。この統計から既に10年が経過していますので、現在ではもっともっと多い数になっていると考えられます。

同時に、保育や教育分野、それから医学分野、就労分野、様々な分野でこの発達障害に対する研究が進み、社会全体としての実践的成果も目覚ましいものがあるというふうに認識しております。

発達障害者支援法第10条3項には、事業主は適切な雇用の機会の確保、適正な雇用管理により雇用の安定を図るよう努めなければならないとしています。事業主として今後の取組についてお聞かせください。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 議員がおっしゃいました発達障害者支援法につきましては、発達障害というものを定義して法的な位置づけを確立するとともに、乳幼児期から成人期までの一貫した支援の促進などを目的として平成16年に制定をされた法律でございます。

それまでは障害者という、通常の障害者の位置づけではない発達障害というものがなかなか理解されていないような現状があったということで、こういったものをしっかりと国を挙げて支援をしていこうという趣旨での法律であったかというふうに認識をしております。

また、平成28年の法改正におきまして、この法律の中に新たに事業主の努力義務として、先ほど御質問いただきました条文が追加で規定をされております。本町も一事業主という立場において、この法の趣旨に沿った必要な対応を行ってまいります。

今後の取組としましては、まず適正な雇用の機会の確保という点で申しますと、他の障害についても同様ではありますが、先ほども議員がおっしゃいました募集、採用における機会の均等といったものを図ります。

発達障害があるという理由によって就労機会を与えない、または不利な条件を求めるといったようなことは決して行わず、あくまで職員採用においては個々人の具体的な職務遂行能力を適正に評価して採用の可否を判断いたします。これにつきましては、これまで同様に適切に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、適切な雇用管理については、障害のある職員を採用した場合、または既に採用した職員に障害のあることが判明した場合についての取組となります。

まず、採用後においても障害があることを理由として、賃金、配置、昇進等において不利益な取扱いを行わないということが上げられると思います。また、該当する職員に対しましては、本人の要請に基づいてそれぞれの特性に応じた合理的な配慮を行うこととしております。

先ほども御説明しました障害者活躍推進計画に基づいて、当該職員との面談等により配慮すべき事項を把握し、適正な職務の選定や環境整備を行ってまいります。

また、一緒に仕事をする職員につきましても、こういった配慮が必要かということも学んでいただくため、研修等の職員教育の機会も提供するという事も検討したいと考えております。

これらの取組を通じまして、法の趣旨に沿った適切な対応を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私も長年保育に関わってきましたので、いわゆる発達障害といわれる子供たちのことは若干は分かります。以前はこういう概念がなくて、例えば学校現場でも、多分、指示が通らない子、落ち着きのない子、そういう感じで受け止められてきているのではないかなと思うんですね。

一番大事なことは、私が思うにはそういった方を雇い入れた場合、やっぱり周りが障害のことを理解するととてもやりやすいのではないかなと思うんですね。

発達障害というふうに診断を受けた青年が言っていたんですけど、自分は何でこうなんだろうって、うまくいかないというふうに思っていたと、自分は発達障害なんだということの診断を受けて安心したという声をよく聞きます。自分の中にそういう障害があったんだということを理解できたときに安心したということをよく聞くんですね。

最近、24歳の女性と知り合ったんですけど、彼女はADHDの診断は受けていないんですけど疑いだと言われていると、その人が言っていたのが、私は遅刻をするんですと言うんですよ。もう遅刻をするのが悩みだと言うんですよ。結局、学校とか、その方は短大も出ていて資格も持っていらっしゃるちゃんとした方、ちゃんとしたという言い方はおかしいけど、そういう方なんですけれども、職場とか学校とかに何かあまり行きたくないと思うようなところでももちろん遅刻するんだけど、例えば友達と楽しいところに行くとか、楽しいときでも遅刻するんですと言うんですね。それが彼女の悩みだと言うんです。それが多分、障害特性だと思うんですよ。

だから、障害特性が分かれば、こういうのは障害なんだということが分かればそれに対する手だてというのでも分かってくると思うんです。

実際に保育とか教育とか、そういったところの現場ではそれをちゃんと分かっているというふうにしなさいと、多くの発達障害の人というのは視覚優位といいますか、耳から聞くよりも目

で見たほうが分かりやすいというのがありますよね。

だから、私ちょっとそういった現場の人に聞いたんですけど、例えば遅刻をしないためにどういうふうな指導をするのかと言ったら、例えば9時までに職場に行かなければならない、そのために8時半に家を出なければならぬ、8時半に出るためには7時半に御飯を食べなければいけない、ならば7時には起きなければならぬとかというのをちゃんと紙に書いて、7時半、御飯を食べる、8時半、家を出る、着替えを何時にするというのを紙に書いて貼っておくんだそうです。

その人はそれに従って、視覚優位だから目で見てそれを1個ずつ剥がしていく、そうすると8時半に家を出るから9時に間に合うと、これは1つの例なんですけど、その人が持っている障害特性、弱点といわれているところを社会にマッチさせていくためには、そういうふうに関心の手だてができるというふうに聞いています。それをずっと積み重ねていく中で、彼なり彼女は力を獲得していくわけですね。

だから、私はここで最後に課長がおっしゃった周りの研修が大事ではないかなと思います。今日、世界人権デーか国際人権デーだと聞いたんですけど、やっぱり障害者に対しての人権意識を私たちがきちんと持つということ、人権を大事にしていくことがとても大事ではないかなと思います。

こういう人たちはきっと今から増えます。原因ははっきり分かっていませんけど増えていくかと思うんですね。だから役場という職場の中でも、ぜひ取組をよろしく願いいたします。そのことを訴えて、今回の質問を終わらせていただきます。

○議長（山本 定生君） 町長。

○町長（花畑 明君） 今回、こういった御質問を岸本議員がどういう思いでされたのかというのが、今、お聞きをされていて少し思うところがありました。

それに関しましては、この発達障害者支援法第10条に事業主は適切な雇用の機会を確保、適正な雇用管理により雇用の安定を図るよう努めなければならないというふうにあります。

併せて、今度は15条には、こういうことを知った職場の者は、職務上、知ることのできた個人の秘密は漏らしてはならない。そして、またもう1つ併せると、今度は御本人様が自分が障害を持っているということを公にしたくないという方もおられます。

では、これを一体どうすればいいのかなということを一喜一憂せずに、やっぱりその都度、その都度、私たちは話合いを持っていかなければならないと思います。今回もいろんなこともあるけど、それとこれは関係ないと思いますけれども、こういうことはやっぱり理想と現実のギャップに私たちは本当に困っているところもあるんですね。

ですからいろんな発達障害、僕も中学生のときに、よく先生が黒板に書いているときに後ろで

がちがちやしていたら、いつもお前はがちがちやするなと怒られていたんですけれども、あるとき先生が黒板から振り向きざまに白墨を僕に投げつけて、花畑、ばたばたするなどと言った言葉にクラスみんなが笑ったのを覚えています。その先生は愛情を持ってそういうことをおっしゃってくれたんですけれども、あまりそういうことが続くものですから親が学校に呼ばれて、何か障害がうちの子はあるんじゃないかと先生と話していたのを僕は横で聞いていて少しショックを受けたこともありました。

今、考えてみるとどうなのかなと思うところもあるんですけれども、昔と今の時代のこのギャップも本当に考えていかないといけない。そういうことをお互いが喜々とせずにお互いのしっかりとした意見を交合わせて、これからは職員採用または職員の在り方も皆さんとともに話し合いを重ねて、温かい気持ちで前向きにいければいいなというふうに思います。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） すみません。私、今、町長が言われたようなことをまとめて書いていたんですけど読まなかったんですけど、この問題ではまだ分からないことが多い分野です。だから専門家の助言を受けながら当事者と十分に話し合っ取組を進めていくことが何より大事だと思いますということを、私、書いていたんですけど読まなかったです。それが一番大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。これで終わります。

○議長（山本 定生君） 矢岡議員。

○議員（9番 矢岡 匡君） 9番、矢岡です。

本日は、子ども食堂の設置・設営について質問させていただきます。

地域食堂またはみんな食堂とも呼ぶ場合もある子ども食堂は、つながり、孤食防止などを目的に無料または安価で栄養のある食事、温かな団らんを提供するなど、価値と期待値が高く我が町でも望まれているものと認識し、質問いたします。

まず、子ども食堂の設置に関する機運があるとの話を聞きますが、社会情勢等と照らし合わせて、その必要性に対しての見解をまずお聞きいたします。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） 町では、全ての子供たちが健やかに育ってくれることを強く願い、妊娠から出産、子育て期に至るまで子育て世帯の皆さんが安心して子育てができる環境を整備していくことを最優先に考え、「こどもまんなか社会」の実現に向け、昨年8月に「こどもまんなか応援サポーター宣言」を行い、子ども・子育て世帯を全力で応援するための様々な取組を実施してきたところです。

主な新規事業だけを見ましても、昨年10月から子ども医療費の助成を拡充し、本年4月からはこども家庭センター「すくすく」の開設、さらに同年7月からは新生児聴覚検査の助成のほか、ショートステイなどの子育て短期支援事業も開始いたしました。

このように、子供たちがそれぞれの家庭で健やかに成長していけるよう様々な社会資源と連携し、計画的、効果的な支援に努めているところでございます。

特に近年は社会情勢が大きく変わり、核家族化による家庭への負担や共働き家庭の増加など、就労環境の変化により貧困や虐待、ヤングケアラーなど、子供を取り巻く環境も大きくさま変わりしております。

そのような中、社会的に弱い立場の方々も誰一人取り残すことなく、全ての方が共に生きていくという理念から、地域社会との密接なつながりを持つことが特に重要視されております。

そういった中で、子ども食堂は様々な事情を抱えた子供たちに安心して、おいしく、そして温かな食事を提供することを目的とした取組であり、子供だけでも全ての面で安心して利用することができる大切な居場所だとされております。

子ども食堂に関わる全ての方が総合的な支援を行う重層的支援の考えからも地域との交流やつながりを深く持ち、町全体が「ひとつの家族」であるかのような温かいまなざしをもって子供たちを育み、見守り、支援することができる大切な取組になるものであると考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 矢岡議員。

○議員（9番 矢岡 匡君） 見解をお聞きし安心いたしました。町も私と同じ方向を向いていると解することができました。

先日のことですが、その有志、ボランティアの方々とお会いする機会がございました。そして思い等のお話を聞かせていただきました。その思いと熱意に感嘆いたしましたところでございます。本日はその有志の方々がいらっしゃっていますが、2番目の質問です。

次に、その子ども食堂の立ち上げに向けて何らかの手だてを考えるとともに、そのボランティアの方々との連携を密にすることが肝要ではないでしょうか。併せて現況をお尋ねいたします。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） 町では、これまで「こどもまんなか」の取組に関して広報紙や各種イベントでのPRをはじめとした様々な活動を通じ、町民の皆様にも子ども・子育て支援に対する町の強い思いが広く周知されているものと感じております。

子ども食堂は、町の「こどもまんなか」の様々な施策に賛同をいただいた有志の皆さんが困っている子育て世代の御家庭はもちろんのこと、地域の宝である子供たちのために何か自分たちにできることはないか、子供たちのたくさんの笑顔を大切にしたい、そして何より愛情たっぷりの

食事と温かくて楽しい場所をつくりたいとの熱い思いから、町長を先頭に職員を上げて、現在、立ち上げに向け、共にスクラムを組んで取り組んでいるところでございます。

具体的に有志の皆さんとは、これまで町や社会福祉協議会も含めたところで子ども食堂の立ち上げに関し幾度となく話し合いの場を持ってまいりました。有志の皆さんとの話し合いを重ねる中で、皆さんの志の高さや前向きな姿勢、何よりこれからの未来を担う子供たちのために何かお役に立ちたいといった温かく熱い思いといったものをひしひしと感じております。

町といたしましては、社会福祉協議会も含め、これからも引き続きそれぞれの立場からできる限りの支援を考えながら、大きく前へ進めていこうとしているところでございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 矢岡議員。

○議員（9番 矢岡 匡君） 私も小・中・高とPTA活動に携わってまいりまして、子供たちやその家族を思う気持ちは一緒だと改めて感じました。

3番目の質問です。

子ども食堂の包摂的、包括的、誰一人取り残さないとでも言いましょうか、その性質から、その運営に対しては行政としても何らかの支援を行うべきと考えますが、その支援の方法についての考えをお尋ねいたします。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） 新たに子ども食堂を開設するに当たり、これまで話し合いを行う中で、オープンまでに乗り越えなければならない課題や決めておくべき内容が多々あることも感じております。

その一つ一つの課題を解決するためには、関係機関の皆さんが共に協力し、それぞれの機関が持つ強みや特性を生かした支援、そして役割分担も明確に行っていく必要があると考えております。

町としましては、広報紙をはじめとしたいろいろな媒体を活用しての周知活動や運営支援を行うとともに、社会福祉協議会では主導的な役割のもと、有志の皆さんの窓口となる調整やサポート役としての支援のほか、来年度には国の補助金を活用した事業展開を行うことなども検討しております。

また、行政が持つ様々なネットワークを活用しながら、具体的には専門知識を持つ外部機関とのつながりによる食材の確保、運営のノウハウを受けることなども検討をしております。

行く行くは子供と保護者に限定するのではなく、高齢者などあらゆる世代の方々が誰でも利用できる食堂、そして、そこでは子供が本を読んだり宿題をしたり、大人と子供が交流する姿など、いわゆる「ひとつの家族」のような地域食堂となって安定した運営が行えることが理想の形だと

思っております。

今後も町や社会福祉協議会、関係機関がそれぞれの役割分担のもと、有志の皆さんへの支援に努めることは大切なことだと考えますし、吉富町に生まれてよかったと心から思える町、吉富町で子育てしてよかったと実感できる町となるよう、子育てを全力で応援し取組を進めていくとともに、子ども食堂が地域一丸となって共に力を合わせ、子ども・子育てに関わる全ての皆さんの安らぎや笑顔につながる新たな居場所になることを強く願っております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 矢岡議員。

○議員（９番 矢岡 匡君） 「こどもまんなか宣言」以降、様々な子育て施策を展開してきた中、私の考えをはるかに超えるすばらしい答弁をいただきました。言葉の節々に町の思いが感じられました。

そこで、町長、最後に何か思いがございましたらお伺いしてよろしいでしょうか。

○議長（山本 定生君） 町長。

○町長（花畑 明君） まずはあふれる思いを持って一步を踏み出すことが大切かなと思っています。その一步は小さな一步かもしれませんが、いつかは大きな一步となることと確信をしていますし、子供たちがおいしい食事をして笑い合う声が今にも聞こえてきそうで楽しみでなりません。

以上です。

○議長（山本 定生君） 矢岡議員。

○議員（９番 矢岡 匡君） この事業には温かさ、やっぱり団らんというところがキーワードになるんだなと答弁を聞いて思いました。

吉富町議会が数年来、教えを請うております立命館大学の森裕之教授からは、吉富町が課題とする人が集まる空間の創出は正しい方向を向いています。社会的孤立が重大な行政課題として認識された現代において、人と人のつながりを創出することは最大のテーマであると身近なコミュニティの重要性を示してくれました。

そして、人生を幸せで健康にするのはよい人間関係に尽きると御教授もいただきました。つまり、このたびのこの子ども食堂の本意はコミュニティ、そこでの仲間のつながりにあると考えます。

この重要な事案を立ち上げてくれる方々の町を愛し、地域を愛し、子供たちを慈しむ女性ならではの母性といいますか、その愛情がかいま見える気がいたします。この愛情あふれる方々に支援の方策を考察いただけるとのことで感謝申し上げたい次第です。

ボランティアといえば、私も２０年ぐらい前に太陽の会の活動を行っておりました。推察する

に高齢化の波の不安もないことはないでしょう。子ども食堂、地域食堂は新しい方が割と入りやすい向きのボランティアだともお聞きします。次の世代のボランティア、醸成の観点からも期待しているところです。

最後に、ぜひ私も共に頑張らせていただきたいと思い、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本 定生君） これにて一般質問を終わります。

○議長（山本 定生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時00分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年12月10日

議 長

署名議員

署名議員